## 神奈川県障がい者スポーツ指導者協議会役員改選規程

#### (役員推薦委員会の設置)

第 1 条 役員の任期満了に伴う改選にあたり、現会長は、役員の改選を円滑に行うため、事前に神奈川県障がい者スポーツ指導者協議会会則第 23 条第 2 項に定める特別委員会として、役員推薦委員会(以下「委員会」という。)を設置しなければならない。

### (委員会の委員)

- 第 2 条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、会員 5 名程度をもって構成するが、現役員が構成メン バーの過半数を超えてはならない。
- 第3条 委員会の委員長(以下「委員長」という。)は、委員の互選とする。

### (委員会及び委員長の職務)

- 第4条 委員会は、次期役員の公募を総会の2ヶ月前までに行う。
- 2 公募に関する告知は、機関紙等により行う。
- 3 委員長は、役員候補者名簿を作成し、総会に提出する。
- 4 委員長は、役員候補者の選考過程を役員会及び総会で報告しなければならない。

## (役員候補者の選出)

第5条 役員候補者については、自薦及び他薦とするが、会員2名以上の推薦者を要し、所定の役員候 補届により委員長に提出しなければならない。

#### (役員候補者の資格等)

第6条 役員候補者の資格は、3年以上の会員歴があり、過去3年以内に県や地域の障害者スポーツ 大会、教室、研修会等への参加経歴のある会員とする。

#### (役員候補者の決定)

第7条 役員候補者の決定は、自薦及び他薦並びに候補者が定数に満たない場合の委員会推薦による 役員候補者の中から、委員会の合議又は多数決により決定し、最終決定された役員候補者については、 委員会が役員受託の可否について確認を行う。

## (任期)

- 第8条 委員の任期は、全ての次期役員が、選任されるまでとする。
- 第 9 条 委員の任期途中において、委員が病気等により会務の執行に支障を生じた場合、又は委員本 人が会長若しくは副会長候補者に該当することとなった場合は、当該委員は委員を辞退し、委員会は 欠員となった委員を補充しなければならない。

(雑 則)

第10条 この規程の改廃は、役員会において決定する。

附 則 この規程は、2009年11月1日から施行する。

附 則 この規程は、2015年5月10日から施行する。

附 則 この規程は、2020年6月6日から施行する。

# 神奈川県障がい者スポーツ指導者協議会 役 員 候 補 届

年 月 日

神奈川県障がい者スポーツ指導者協議会 役員推薦委員会委員長 殿

)										
<u></u> .										
年度役員改選に係る役員候補として、次のとおり届け出ます。										
歳										
年 月 *候補時点で3年以上の会員歴が必要										
活動歴 *候補時点で3年以内に県や地域の障がい者スポーツ大会、研修等の参加経歴が必要										
<u>抱負(自薦の場合)または推薦理由(他薦の場合)</u>										
<u>推薦者氏名</u> * 自薦・他薦ともに 2 名以上の会員の推薦が必要  1   回										